

令和5年度

長久手市国民健康保険のご案内

このご案内は世帯主に必ず見せてください



イラスト: 真希ナルセ

国民健康保険税※の納税義務者は世帯主です

世帯主が国民健康保険以外の医療保険に加入している場合でも国民健康保険税の納税義務者となります。

国民健康保険税の課税の対象となるのは国民健康保険の加入者のみですが、納付書は納税義務者である世帯主あてにお送りします。

国民健康保険税が未納となった場合の滞納処分の対象も、納税義務者である世帯主となります。

※長久手市は地方税法に基づいて計算しているため、「国民健康保険税」と呼びます。

国民健康保険税の納期(普通徴収)

国民健康保険税の納期は、年間8回です。「1期分」は「1か月分」ではありません。

納期限は月末(12月のみ25日)です。ただし、納期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、その翌営業日が納期限となります。

加入月	月 ~ 3月	か月分
納期	第 期 ~ 第 期	回
通知書送付日	令和 年 月中旬	

※転入された方は、届出日の月末までに、郵便局で転居届を提出してください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
前年所得などをもとに計算した年間税額を各期に振り分けた税額。 ただし、1期は各期の1,000円未満の端数をまとめた額を加算。											—

☆☆☆☆☆☆国民健康保険税の納税は、口座振替が原則です☆☆☆☆☆☆

申請書は市内金融機関及び保険医療課に設置しています。

預金口座振替申請書に必要事項をご記入のうえ、通帳届出印を押して、ご利用される金融機関に提出してください。

※申請書の納税義務者欄には、世帯主のお名前をご記入ください。

申請書を金融機関が受付した月の翌々月の期別から振替を開始します。

(例: 6月中の受付→8月(2期)から振替開始)



国民健康保険税について

国民健康保険(国保)に加入されますと、資格取得月から国民健康保険税が課税されます。
加入は世帯単位です。

※遡って国保に加入された場合も、手続きした月からではなく、資格取得月から課税されます。

(1) 所得割額

令和4年中の所得		基礎控除	
世帯員Ⅰ	円	－	43万円 = (i)
世帯員Ⅱ	円	－	43万円 = (ii)
世帯員Ⅲ	円	－	43万円 = (iii)
合計			i + ii + iii = A

税率

医療分	A × 6.75%	=	①	円
後期高齢者支援分	A × 2.70%	=	②	円
介護分※1	A × 2.28%	=	③	円

(2) 均等割額

医療分	29,300円	×	国保加入者数	人	=	①	円
医療分(未就学児)※2	14,650円	×	国保加入未就学児数	人	=	①	円
後期高齢者支援分	11,400円	×	国保加入者数	人	=	②	円
後期支援分(未就学児)※2	5,700円	×	国保加入未就学児数	人	=	②	円
介護分※1	11,900円	×	介護該当者数	人	=	③	円

(3) 平等割額

医療分	世帯当たり	19,000円(定額)	=	①	19,000円
後期高齢者支援分	世帯当たり	7,400円(定額)	=	②	7,400円
介護分※1	世帯当たり	5,900円(定額)	=	③	5,900円

(1)+(2)+(3) - (100円未満の端数) =

- ① 医療分 _____ 円(限度額65万円)
- ② 後期高齢者支援分 _____ 円(限度額22万円)
- ③ 介護分※1 _____ 円(限度額17万円)

令和5年度保険税 合計 _____ 円

※1 介護分について

介護保険の負担分で、40歳を迎えた月から65歳を迎える月の前月まで加算します。

※2 未就学児の均等割軽減について

未就学児(小学校入学前の子ども)にかかる均等割額の2分の1が軽減されます。

国民健康保険加入者(世帯主含む。)は、市・県民税の申告が必要です。

申告の情報をもとに、保険税の算定、軽減・減免の判定(次ページ参照)、高額療養費の自己負担限度額の判定などを行います。

国民健康保険税の納付が困難なときは、ご相談ください。

<軽減> 所得が少ない世帯には、国保税の(7・5・2割)軽減制度が適用されます。(申請不要)

<減免> 長期療養や失業・休業などにより収入が減少し、国保税の納付が困難な場合、減免を受けられる場合があります。ご相談ください。(申請必要)

世帯主及び国保加入者の総所得金額の合計が220万円以下の場合、国保税の均等割額、平等割額の2割が減免されます。(申請不要)

<リストラなど会社都合により離職した方へ>

離職日時点で65歳未満

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」

上記に該当すれば、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで前年中の給与所得を30/100として算定し、軽減できます。

軽減を受けるためには「非自発的失業軽減」の申請が必要になります。

「雇用保険受給資格者証」と「保険証」、「本人確認書類」をお持ちのうえ、申請してください。

注意

職場の健康保険(またはその扶養)に入ったら、国保の保険証は使えません!

職場の健康保険(またはその扶養)に入っても、すぐには保険証は交付されません。

職場の保険証が届くまでの間、国保の保険証が手元にあっても、これを提示して病院にかかることはできません。受診の際は、病院の窓口で職場の健康保険に加入したことを伝えてください。

すでに国保の保険証で受診してしまった場合でも病院で精算ができる場合もありますので、すみやかに病院へ申し出てください。

病院での手続きが間に合わなかった場合は、医療費を長久手市に返還していただきます。

保険証まだ届かないけど
病院にかかりたい...

職場の
保険証

届いてなくても...

国保の
保険証

使えません!

長久手市から転出したら、長久手市国保の保険証は使えません!

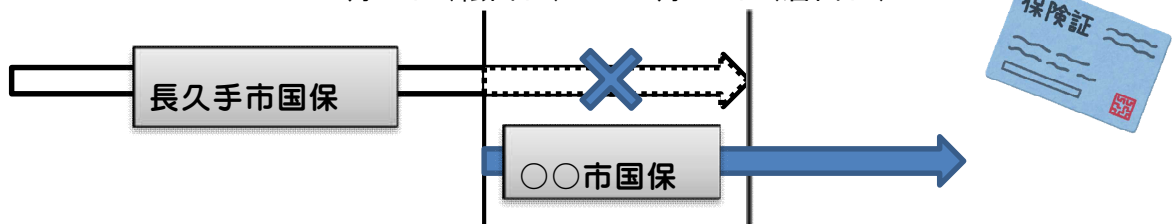
長久手市国保の保険証を使用できるのは、実際に住所を移す日の前日までです。他市町村への転入の届出をするまでの間、長久手市国保の保険証が手元にあっても、これを提示して病院にかかることはできません。受診の際は、病院の窓口で住所が変更していることを伝えてください。

すでに長久手市国保で受診してしまった場合でも病院で精算ができる場合もありますので、すみやかに病院へ申し出てください。

病院での手続きが間に合わなかった場合は、医療費を長久手市に返還していただきます。

(例)〇〇市に4月1日から住んでいることを、4月10日に届出した場合

4月1日(転出日) 4月10日(届出日)



こんなときは必ず届出を！！(郵送でも行うことができます)

※全ての手続きで本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバーカード(または通知カードか個人番号通知書)が必要です。

	こんなとき	必要なもの
国保に入るとき	他の市町村から長久手市に転入したとき	(市民課での転入手続きを行ってください。)
	職場の健康保険をやめたとき、扶養から外れたとき等	職場の健康保険をぬけた日付がわかる証明書(資格喪失連絡票、離職票、退職証明書)
	子供が生まれたとき	国保の保険証
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

国保をやめるとき	長久手市から他の市町村に転出するとき	国保の保険証、通帳またはキャッシュカード (マイナポータルからの転出手続き時に国保喪失手続きも可能です。) * 郵便局で転居届を提出してください。
	職場の健康保険に入るとき	国保の保険証、職場で新しく作った健康保険証 通帳またはキャッシュカード
	国民健康保険加入者が死亡したとき	窓口にいらっしゃる方の本人確認書類、国保の保険証、葬祭執行人が証明できるもの 通帳またはキャッシュカード
	外国人が帰国するとき	国保の保険証、在留カード、通帳またはキャッシュカード * 1か月前までに保険医療課窓口にお越しください。 保険税のご案内をします。
	生活保護を受けるとき	国保の保険証、保護開始決定通知書

その他	保険証を紛失または汚れや破損で使えなくなったとき	(本人確認書類)
	・市内での引っ越し ・世帯主の変更 ・世帯が分かれた、一緒になった	国保の保険証
	修学のため市外に住所を移すとき	国保の保険証、在学証明書
	介護施設に入所するため市外に住所を移すとき	国保の保険証、施設入所証明書
	在留期間が更新されたとき	国保の保険証、更新済の在留カード

★ 高齢受給者証、限度額認定証をお持ちの方は、各届出の際に一緒にお持ちください。

病院でのお支払いが困難なときは、以下のような制度があります。ご相談ください。

限度額認定証	病院で提示することで、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。
受領委任払	限度額認定証を持つことができない世帯でも、窓口でのお支払いが自己負担限度額までにできる制度です(対応可能の医療機関のみ)。
一部負担金免除及び減額	災害等で生活が著しく困難となり、収入が一定の基準額以下の方に対して、病院や薬局等の窓口での支払いが軽減される制度です。

長久手市国民健康保険
 長久手市役所保険医療課国保年金係
 (0561)56-0618(直通)